

災害廃棄物の処理の協力に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と住友大阪セメント株式会社（以下「乙」という。）は、災害により発生した廃棄物の処理の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

また、乙の高知工場が立地する須崎市（以下「丙」という。）は、本協定に基づき、甲及び乙の取組みに協力する。

（趣旨）

第1条 この協定は、南海トラフ地震、風水害等大規模な災害が発生した場合において、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、被災した高知県内の市町村（一部事務組合を含む。以下「被災市町村」という。）から次の各号に掲げる事業（以下「事業」という。）の実施について支援を要請されたときは、乙に対して当該支援に係る協力を要請するものとする。

（1）災害廃棄物の処理

ただし、災害廃棄物のうち乙において、セメント製造の原料または燃料として再生利用の可能なものに限る。

（2）前号に伴い必要な業務

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を文書により通知するとともに、丙に対しても同様に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

（1）被災市町村名

（2）協力の要請内容

（3）その他必要な事項

（事業の実施への協力）

第3条 乙は、甲から前条第1項に規定する要請を受けたときは、高知工場以外の乙の工場も含めて、可能な限り被災市町村が実施する事業に協力する体制を整えるものとする。

また、乙は丙において発生した災害廃棄物の処理を優先的に取り扱うよう努めるものとする。

2 甲、乙及び丙は、乙の高知工場の地元自治会に対して、事業の実施に向けて理解と協力が得られるよう努めるとともに、甲及び乙は、高知工場以外の乙の工場の地元自治体に対しても同様に努めるものとする。

3 乙は、第1項の協力体制が整い、かつ第2項による地元自治会及び地元自治体の理解と協力が得られた場合、必要に応じて被災市町村と調整を行ったうえで、事業の実施内容を甲に報告するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、乙に被災、復旧状況等の事業の実施への協力に必要な情報を提供するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、事業が終了したときは、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

（1）被災市町村名

（2）実施内容

（3）その他必要な事項

2 甲は、前項に規定する報告を受けたときは、事業が終了したことを文書により丙に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が実施した事業に係る費用については、原則として被災市町村が負担するものとし、その額等は、災害発生直前における適正な価格を基準として、被災市町村と乙が協議のうえ決定するものとする。

（災害補償）

第7条 事業を実施した乙の従事者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、乙と被災市町村とで協議するものとする。

（連絡窓口）

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては高知県林業振興・環境部環境対策課、乙においては住友大阪セメント株式会社高知工場、丙においては須崎市環境保全課とする。

（有効期間）

第9条 この協定は、令和元年10月31日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（協議）

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙署名のうえ、各自1通を保有する。

令和元年10月31日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県
高知県知事

乙 東京都千代田区六番町6番地28
住友大阪セメント株式会社
取締役社長

丙 高知県須崎市山手町1番7号
須崎市
須崎市市長